

安全の手引き

(セルビア共和国)

令和5年1月23日改訂

在セルビア日本国大使館

I 序言

犯罪や事故、予期せぬトラブルに巻き込まれた際に、「もっと注意しておけば良かった」と後悔された経験をお持ちの方もいるかもしれません。特に、海外では言語の壁のほか本邦に比べて行政等のサポート体制の薄さが原因となり、時として被害に遭ってからでは手遅れになってしまうこともありますので、前もってリスクを回避できるよう、普段からの注意が必要です。

この手引きは、セルビアに滞在する皆様が、犯罪による被害・事故等に遭わないための方策を講ずる上で参考となるよう作成しました。常識的なことが多く含まれていますが、この手引きを参考にもう一度安全に過ごすための注意事項を確認していただき、皆様のセルビアでの安全なご滞在の一助となれば幸いです。

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1) 安全に対する基本的理解

自分と家族の安全は自分たちで守るとの意識をまず持ち、「目立たない」「用心を怠らない」「行動を予知されない」という三原則を守ることが大切です。各家庭・職場等においては、日頃から安全に留意し、トラブル時の対応方法を考えることが肝要です。

また、セルビアでの対日感情は良好ですが、事件・事故等には国籍・人種を問わず、不意に巻き込まれる可能性がありますので、治安が良いから、親日家が多いからと言った理由だけで、日頃から警戒を怠らないよう、十分にご注意下さい。基本的な注意点は以下のとおりです。

- ア 現地の法律を守る。特に違法薬物には絶対に関わらない。
- イ 犯罪に遭遇したら生命を最優先に行動する。
- ウ 風俗や習慣を尊重する。
- エ コソボや民族に関連する問題に安易に言及しない。
- オ 危険と思われる場所、デモや集会には近づかない。
- カ 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。また、人に見せることはしない。
- キ 他人を安易に信用しない。

(2) 情報の収集

日頃から新聞・テレビ・ラジオ・インターネット等を通じ、安全に関わる情報に注意を払っておくことが大切です。2021年1月現在、セルビア国内のコソボ東部隣接地域に、セルビア系住民とアルバニア系住

民との民族的な対立を原因とした危険情報（レベル1：十分に注意してください）が発出されています。その他、隣接するコソボ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、北マケドニアには各々危険情報が発出されています。セルビア国外への出張・旅行に際しては、諸外国の危険情報を是非、事前に確認して下さい。詳しくは外務省海外安全ホームページを参照して下さい。<http://www.anzen.mofa.go.jp>

(3) 在留届等の提出

在セルビア日本国大使館では、管内において大規模な事件・事故が発生した場合、必要に応じて在留届をもとに皆様の住所や連絡先を確認し、安否確認を行います。セルビアに3か月以上滞在される方は、到着後速やかに在留届を提出して下さい（郵送・ファックスのほか、インターネットによる電子届出も可能です）。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、提出した在留届の記載事項に変更が生じた場合、またはセルビアから出国する場合は、その旨の届出（在留届記載事項変更届または転出届）を必ず行ってください。

(4) たびレジの登録

「たびレジ」は海外旅行や海外に出張する際に、旅行日程や滞在先、連絡先になどを事前に登録しておくこと、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡などが受け取れるシステムです。海外への渡航が3か月未満の旅行や出張の場合は「たびレジ」に登録をお願いします。

(5) 病気

セルビアの医療は都市部での水準は低くはありませんが、地方では医療機材などの老朽化などのために高度な医療を受けるのが難しいことがあります。治療のために医療水準の高い都市部や医療先進国、日本の病院へ移送されるためには多額の費用が必要となりますので、十分な保障が受けられる海外旅行傷害保険への加入をお勧めします。

当国特有の風土病はありませんが、中・東欧地域に多い疾病としてダニに噛まれることによって引き起こされるウイルス性疾患のダニ脳炎が知られています。これは予防接種で防ぐことができます。ダニ脳炎は初期にインフルエンザに似た症状を示した後、脳炎を起こし、麻痺等の後遺症を残す恐れがあり、場合によっては死に至るケースもあります。ひとたび罹患すると治療法がないことから、予防策としてあらかじめワク

チンを接種しておくことをお勧めします。また、近年ではドナウ川やサバ川流域で蚊に刺されて感染するウイルス性疾患の西ナイル熱もあります。

不適切な調理の食品や井戸水など消毒が十分ではない飲料水による食中毒、肝炎、寄生虫などの集団発生もあり、これらも十分な注意が必要です。詳しくは、外務省在外公館医務官情報をご参照ください。
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/europe/serbia.html>)

(6) 逮捕・勾留された場合

事件等で逮捕または勾留された場合は、直ちに当館に通報してください。当館では状況に応じて次のような援護を行います。

- ア 本人への面会（希望等聴取、弁護士等に連絡）
- イ （本人の希望により）留守宅・勤務先への連絡
- ウ 当国官憲からの事情聴取
- エ 被拘禁者の正当な権利の擁護

(7) 自動車の運転について

セルビアでの自動車の運転は、右側通行であるほかに、日本と比較し、次の点に注意が必要です。

- ア 道路の状態がよくないところが多々あり、路面に穴が開いていることもあります。
- イ ドライバーの中には、危険な車線変更や追い越し等、交通ルールを無視した無謀な運転をする者が比較的多数見られます。
- ウ 歩行者においても、信号無視や横断歩道ではない場所での通行等のルールを無視した者が多数おります。
- エ 各種交通規則は次の通りです。

(ア) 制限速度

高速道路：時速130キロ（特に指定された区間を除く）

一般道路：時速80キロ（特に指定された区間を除く）

※特に市街地は時速50キロ以下に制限されているところが多いので注意してください。

(イ) 飲酒運転は禁じられており、呼気1リットルあたり0.025%以上のアルコールが検出された場合、飲酒運転と見なされ、罰金等が科されます。また、助手席に乗車する際も飲酒は禁じられています。

(ウ) 全席乗員にはシートベルト着用が義務付けられているほか、3歳

から12歳までの児童については、助手席に乗車することはできません。シートベルトが着用できない12歳未満の子供が乗車する場合には、後部座席にチャイルド・シートの着用が義務付けられています。

- (エ) 運転中の携帯電話の使用は禁止されています（ハンズ・フリーマイク等を利用した携帯電話の使用を除く。）。
- (オ) 歩行者の横断歩道歩行時の携帯電話、ヘッドフォンの使用は禁じられています。
- (カ) 運転中は昼間でも常時ヘッドライトを点灯するよう義務付けられています。
- (キ) 救急医療キット、非常・緊急用の安全ベスト、三角停止板、スペアタイヤ等を車に常備するよう義務付けられています。
- (ク) 交通規則に違反した場合は、違反の種類に応じて3、000～50、000ディナールの罰金が科せられます。罰金の支払いは違反した場所で直接警察官に支払うことはせず、郵便局もしくは銀行で行います。

また、以下の交通規則違反等に係る罰金で、違反した日から8日以内に罰金の納付を行う場合は半額に減額されます。

- ・時速20キロメートル未満のスピード違反
- ・シートベルトの装着義務違反
- ・ヘッドライトの点灯義務違反
- ・呼気1リットルあたり0.025%未満の飲酒運転
- ・運転中の携帯電話の操作
- ・ヘッドライト又はナンバープレートが汚損
- ・助手席に乗車している者が飲酒している場合
- ・児童（12歳まで）が助手席に乗車している場合
- ・2輪車のヘルメット装着義務違反
- ・運転中のゴミ等の不法投棄
- ・身分証明書の不携帯
- ・検問の際に無許可で車両を離れた場合

- (ケ) 交通違反の種類ごとに違反点数が定められており、点数が18点に達すると1年間の免許停止処分となります。また、悪質な交通違反を犯した場合、禁固刑が科せられる場合があります。

- (コ) 冬期（11月から3月まで）は冬タイヤ装着が法律上義務づけられています。

オ 万が一事故に遭った場合には、警察に連絡してください。警察の現

場検証が終了するまで車両を移動してはいけません。車両を移動した場合、移動した者に責任があったものとみなされることがあります。保険会社へ保険金を請求する場合には警察からの証明書が必要となりますが、同証明書にも事故責任の有無について記載されるため注意が必要です。

カ 日本において取得した運転免許証と同内容の免許証を、セルビア在留中に限り取得することができます。取得のためには有効な日本の免許証、自動車運転免許証抜粋証明（当館で作成するもの：要手数料）、健康診断書等が必要となります。詳細につきましては最寄りの警察署及び当館領事班にお問い合わせください。

キ セルビアの免許証は、セルビア国内及び隣接国、並びに旧ユーゴ諸国で有効ですが、それらの一部の国（北マケドニア、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ）では、自動車保険が有効であることを証する証書（通称グリーンカード）の提示を求められることがあります。事前にセルビア自動車協会から発行を受けるか、国境にて購入する方法がありますが、国境で購入する場合、割高になります。

ク セルビアの免許証を取得する際に、現在所有している日本の運転免許証は警察に提出する必要があります。セルビアの免許証の発行手続きが終了した後に、当該免許証は大使館に送付されますので、当館に届き次第返却のため、名義人の方にご連絡いたします。（必ず在留届の提出をお願いいたします。）

ケ 自動車を運転する際は免許証と併せて、自動車登録証も所持することが義務付けられています。

（８）身分証明証

セルビアの法律により、何らかの身分証明証の携帯が義務付けられています。警察官による職務質問等を受けた際、身分証明証を携帯していないと、罰金が科される可能性がありますので、ご注意下さい。

２ 最近の犯罪発生状況

在留邦人並びに日本人旅行者が比較的少ないこともあり、日本人を狙った犯罪は多くはありませんが、近年では置き引きやスリなどの犯罪被害が発生しています。特に、ベオグラード市の旧市街に位置するクネズミハイロ通りやカレメグダン公園内、大型ショッピングセンター内での窃盗事件が毎年複数件報告されていますので、貴重品の管理には十分注意してください。

また、バスやトラム等の車内で料金支払いのためのプリペイドカード等を取り出すために財布を鞆やポケット等から取り出したり戻す際は十分に注意して下さい。(犯人はこのような機会を利用して財布がどこに存在するかなどをつぶさに見ています。)

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 自宅における防犯

次の点に注意して下さい。

- ア 物理的に侵入が困難（開錠に時間がかかる等）と思わせる防犯設備を備える。(複数の錠やシャッター等)
- イ 不審者の侵入に備え、警報器（赤外線センサーや振動センサーによるもの）や防犯ブザー等を備える。
- ウ 外出・帰宅時、特に解錠する際には周囲の様子を確認する。
- エ 訪問者は既知の人間を除き、身分を確認するようにする。
- オ 長期間不在にする場合は、貴重品の管理等を厳重にする。

(2) 外出時の防犯

次の点に注意して下さい。

- ア 最寄りの警察署、消防署、病院、深夜営業している店舗の所在地を把握して下さい。
- イ 通勤・通学に使用するルートを毎日同じにすることは避け、複数のルートを使用し、行動のパターン化を避けてください。
- ウ 夜間は暗い通りや路地を避け、遠回りでも明るく人通りの多い道を選択して下さい。
- エ 不審人物（騒ぐ若者グループ、酔っ払い等）を見かけた時は、近づかないでください。
- オ トラブルに巻き込まれた際には、生命・身体の安全確保を第一に考え、抵抗しないで下さい。

(3) 公共交通機関での防犯

次の点に注意して下さい。

- ア バスやトラム内ではすり防止のため、所持品に常に気を配り、他人から話しかけられたり、ぶつかったりされた際はすぐに貴重品の所在を確認してください。
- イ 駅の構内や車内で親しげに近づいてきて睡眠薬の入ったコーヒーなどの飲み物を勧め、寝入っている間に金品を奪い取る事件が過去に発

生しているの、見知らぬ者から提供された飲食物はむやみに口にしないようにして下さい。

ウ タクシーについては、ベオグラード市内の観光客の多い場所を中心に、不当に高額な料金を請求するタクシーが日常的に見られるため、主要なタクシー会社(概ね英語が通じる)の電話やホテルのフロント、レストラン等を通じて手配するのが賢明です。また、乗車する前にナンバープレートの末尾が「TX」(タクシー登録されている車の意味)であることを確認し、乗車後、車内に料金メーターが見つからない場合などは、利用しないことを強くお勧めします。

また、不当な料金と感じたら、運転手の名前とTAXI Noをメモすると、一つの対策になるかもしれません。

※ベオグラードのニコラ・テスラ空港からベオグラード市内にタクシーで移動される際は、タクシーは定額制となります。空港のタクシー乗り場に直行するのではなく、空港建物内(預け入れ荷物回収後の出口付近)にあるチケット交付窓口の係員からチケットを入手し、乗車する際に運転手に提示する必要があります。

(4) 交通上の防犯対策

次の点に注意して下さい。

- ア 尾行車の有無に注意し、尾行されたら最寄りの警察署などに避難する。
- イ シートベルトの装着、ドアロックを習慣化する。
- ウ 車に乗り込む前、怪しい兆候・不審物の有無を確認する。
- エ 車から離れる場合は、わずかな時間であってもキーを付けっぱなしにしない。
- オ 車外から見える場所に物を置かない。

4 テロ・誘拐対策

(1) テロ対策

セルビアでは、現在テロ行為の可能性を示唆する情報等はないようですが、テロ事件は予期しない形で発生しますので、日頃から注意を怠らないでください。一般的に米国に関連する施設等が狙われやすいと見られていますので留意してください(米国大使館、米国系企業、米国系レストラン等)。また、人の多く集まるところ(ショッピング・モール、スポーツ会場等)でも注意を払う必要があります。セルビア国外でのテロ情報についても、外務省海外安全ホームページを参照して注意して下さい。

<https://www.anzen.mofa.go.jp>

なお、2022年3月以降、ロシアによるウクライナ侵攻に伴い、ベオグラード市を中心にセルビア国内では、爆破予告が頻発している状況です。現時点で実際に爆発したという事例はありませんが、出先にて遭遇した際は避難を第一に行動するよう留意してください。

(2) 誘拐対策

セルビアでは誘拐事件はほとんど発生していませんが、万一に備え特に次の点に注意してください。

- ア 見知らぬ人には用心するよう子供に注意しておく。登下校や行事の行き帰りは出来る限り親が同伴する。
- イ 外出の際は行先や予定を家族等に知らせる。
- ウ 万が一誘拐された場合は無用の抵抗や挑発をしない。

(3) 子供の居所移転等について

セルビアの家族法では、未成年の居所をセルビア国外に移動する際には他方の親の承諾が必要と規定されています。また、父母の双方が親権を有する場合、一方の親権者が未成年の子をもう一方の親権者の同意を得ずに外国に連れ出すことは刑罰の対象となる可能性がありますので注意してください。また、セルビアは、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国です。ハーグ条約の詳細は下記サイトを御参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

5 緊急連絡先

(1) 在セルビア日本国大使館 (AMBASADA JAPANA)

Ulica Tresnjinog Cveta 13、Novi Beograd

領事窓口受付時間：平日午前8時30分から午後5時まで

※ただし、午後1時30分から午後2時30分を除く

代表電話：(+381) 11-301-2800

※夜間及び休日は、緊急対応の電話に転送されます。

(2) 警察・消防等

ア 警察への連絡は「192」（日本の110番に相当）

ベオグラード

「POLICIJSKA UPRAVA ZA GRAD BEOGRAD：ポリツィイスカ・ウプラバ・ザ・グラ

ッド・ベオグラド」
〔BELGRADE POLICE DEPARTMENT：ベオグラード市警察〕
住所：Bul. Despota Stefana 107
電話：(011)-3292-622

〔SEKRETARIJAT UNUTRASNJIH POSLOVA NOVI BEOGRAD：セクレタリヤト・ウヌト
ウラシュニフ・ポスロバ・ノビ・ベオグラド〕
〔NEW BELGRADE POLICE STATION：ノビ・ベオグラード警察署〕
住所：Bulevar Mihajla Pupina 165
電話：(011)-3008-014

〔SEKRETARIJAT UNUTRASNJIH POSLOVA STARI GRAD：セクレタリヤト・ウヌトウ
ラシュニフ・ポスロバ・スタリ・グラッド〕
〔STARI GRAD POLICE STATION：スタリ・グラッド警察署〕
住所：Majke Jevrosime 33
電話：(011)-3239-731

〔SEKRETARIJAT UNUTRASNJIH POSLOVA SAVCKI VENAC：セクレタリヤト・ウヌト
ウラシュニフ・ポスロバ・サブスキ・ベナツ〕
〔SAVSKI VENAC POLICE STATION：サブスキ・ベナツ警察署〕
住所：Savska 35
電話：(011)-3618-744

〔SEKRETARIJAT UNUTRASNJIH POSLOVA ZEMUN：セクレタリヤト・ウヌトウラシ
ュニヒフ・ポスロバ・ゼムン〕
〔ZEMUN POLICE STATION：ゼムン警察署〕
住所：Veliki trg 2
電話：(011)-3160-564

ノビ・サド

〔SEKRETARIJAT UNUTRASNJIH POSLOVA NOVI SAD：セクレタリヤト・ウヌトウラ
シュニフ・ポスロバ・ノビ・サド〕
〔NOVI SAD POLICE STATION：ノビ・サド警察署〕
住所：Bulevar Kralja Petra 11
電話：(021)-4884-000

ニーシュ

〔SEKRETARIJAT UNUTRASNJIH POSLOVA NIS：セクレタリヤト・ウヌトウラシュ

ニフ・ポスロバ・ニーシュ」

(「NIS POLICE STATION : ニーシュ警察署」)

住所 : Nade Tomic 14

電話 : (018)-511-222

スポティツァ

「SEKRETARIJAT UNUTRASNJIH POSLOVA SUBOTICA : セクレタリヤト・ウヌトゥラ
シュニフ・ポスロバ・スポティツァ」

(「SUBOTICA POLICE STATION : スポティツァ警察署」)

住所 : Segedinski put 45

電話 : (024)-630-200

クラグイエバツ

「SEKRETARIJAT UNUTRASNJIH POSLOVA KRAGUJEVAC : セクレタリヤト・ウヌトゥラ
ラシュニフ・ポスロバ・クラグイエバツ」

(「KURAGUJEVAC POLICE STATION : クラグイエバツ警察署」)

住所 : Njegoseva 1

電話 : (034)-589-487

イ 救急車 : 「194」(日本の119番に相当)

ベオグラード

「BEL MEDIC CLINIC : ベル・メディック・クリニック」(私立) : 英語可

住所1 : Koste Jovanovica 87, 11000 Beograd

住所2 : Viktora Igoal Beograd(主に小児科)

住所3 : Palmira Toljatijal, Novi Beograd(ホテル ユーゴスラビア近く)

電話 : (011)-309-1000

内科、小児科、整形外科、産婦人科、眼科、歯科、耳鼻科、歯科

ホームページ : <http://www.belmedic.rs> (セルビア語、英語他)

※備考: 私立系病院 24時間対応可 カード利用可 専門医が不在でも必要
ならば大学病院等から呼び出すシステム

「OPSTA BOLNICA MEDI GROUP : メディグループ」(私立・総合病院) : 英語可

(「GENERAL HOSPITAL MEDI GROUP : メディグループ」)

住所 : Milutina Milankovica 3, 11070 Novi Beograd

電話 : (011)-4040-100

ホームページ : <http://bolnica.medigroup.rs/> (セルビア語、英語他)

「ANLAVE CLINIC : アンラーベ・クリニック」(私立) : 英語可

住所：Vase Pelagica 68、 Beograd(セニャック地区)

電話：(011)-2650-950、(011)-3690-183

内科、小児科、外科、歯科、皮膚科、泌尿器科

ホームページ：<http://anlave.rs> (セルビア語、英語)

※備考：私立系病院 24時間対応可 カード利用可 専門医が不在でも必要ならば大学病院等から呼び出すシステム

「VOJNOMEDICINSKA AKADEMIJA：ボイノメディツィンスカ・アカデミヤ」(総合病院) (「MILITARY MEDICAL ACADEMY：ミリタリー・メディカル・アカデミー」)

住所：Crnotravska 17、 11000 Beograd

電話：(011)-360-9398、266-2717

ホームページ：<http://www.vma.mod.gov.rs> (セルビア語、英語)

※備考：救命救急センターを有する軍病院、総合病院

ノビ・サド

「KLINICKI CENTAR VOJVODINE：クリニチュキ・ツェンタル・ボイボディネ」(総合病院)

(「CLINIC CENTER VOJVODINA：クリニック・センター・ボイボディナ」)

住所：Hajduk Veljkova 1、21000 Novi Sad

電話：(021)-487-2205

ホームページ：<http://www.kcv.rs> (セルビア語、英語他)

ニーシュ

「KLINICKI CENTAR NIS：クリニチュキ・ツェンタル・ニーシュ」(総合病院)

(「CLINIC CENTER NIS：クリニック・センター・ニーシュ」)

住所：Bulevar Dr. Zorana Djindjica 48、18000 Nis

電話：(018)-423-2221

ホームページ：<http://www.kcnis.rs> (セルビア語のみ)

クラグイエバツ

「KLINICKI CENTAR KRAGUJEVAC：クリニチュキ・ツェンタル・クラグイエバツ」(総合病院)

(「CLINIC CENTER KRAGUJEVAC：クリニック・センター・クラグイエバツ」)

住所：Zmaj Jovina 30、34000 Kragujevac

電話：(034)-505-050

ホームページ：<http://www.kc-kg.rs> (セルビア語のみ)

ウ 消防：193

6 簡単な緊急時の表現

- (1) 助けて U POMOC (ウ ポモチ)
- (2) 火事だ POZAR (ポジャル)
- (3) 泥棒だ LOPOV (ロポヴ)
- (4) 警察を呼んで
ZOVITE POLICIJU (ゾヴィテ ポリツィユ)
- (5) 救急車を呼んで
ZOVITE HITNU POMOC (ゾヴィテ ヒトヌ ポモチ)
- (6) 病院に連れて行って
VODITE ME U BOLNICU
(ヴォディテ メ ウ ボルニツ)
- (7) 頭(腹)が痛い
BOLI ME GLAVA (STOMAK)
(ボリ メ グラヴァ (ストマック))
- (8) 電話(携帯電話)をお借りしていいですか?
MOGU LI DA KORISTIM VAS
(MOBILNI) TELEFON
モグ リ ダ コリスティム ヴァシュ (モビルニ) テレフォン
- (9) はい/いいえ DA/NE (ダ/ネ)

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

1 平素の準備と心構え

- (1) 緊急事態が発生した場合、日本大使館は在留届に基づき安否確認や情報提供を行います。在留届の提出がない場合、緊急時の連絡できませんので、セルビアに長期滞在(3か月以上)する方は旅券法により義務付けられている在留届を提出して下さい。また、一度提出した在留届の記載事項に変更が生じた場合(住所、電話番号、メールアドレス、日本国内での緊急連絡先等)は、速やかに当館にその旨連絡してください。一時帰国等で長期間セルビアを不在にする場合も可能な限り連絡してください。
- (2) 緊急時に備えて下記3を参考に各自で必要な物品を予め用意しておいてください。

2 緊急時の行動

- (1) 緊急事態の発生直後は様々な情報が錯綜することが予想されますが、テレビ・ラジオ・インターネットなどから可能な限り情報を収集した上で冷静な行動を心掛けてください。
- (2) 当館から必要な情報を逐次連絡いたしますので、可能な限り連絡手段を確保してください。
- (3) 国外に避難すべき事態になった場合は、各在留邦人に電話・Eメール等を用いてその旨連絡するとともに、外務省ホームページにも情報を掲載します。
- (4) ご自身やご家族または他の在留邦人の生命・身体・財産に危害が及んだときまたは及ぶおそれがあるときは、迅速に当館にお知らせください。

3 緊急事態に備えてのチェックリスト

(1) 旅券

旅券については、常時6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください（6か月以下の場合には切替発給をご検討下さい）。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。下段に血液型（blood type）何型と記入しておいてください。なお、当国における外国人登録証明書、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。

(2) 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード

これらのものは、緊急時には旅券同様すぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が10日間程度生活できる外貨及び当座必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。

(3) 自動車等の整備

- ア 自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心掛けてください。
- イ 燃料は十分入れておくようにしてください。
- ウ 車内には常時、懐中電灯・地図・ティッシュ等を備えおきください。
- エ 自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

(4) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、次の携行品を備えておくことを強くお勧めします。

- ア 衣類・着替え
- イ 履き物（行動に便利なもの）
- ウ 洗面用具

エ 非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米・調味料・缶詰類・インスタント食品・粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを、家族全員が10日間程度生活できる量を準備しておいてください。一時避難の目的で自宅から他の場所へ避難する際にはこの中からインスタント食品・缶詰類・粉ミルク・ミネラルウォーターを入れた水筒を携行するようにしてください。

オ 医薬品等

カ ラジオ

キ その他

懐中電灯・ライター・ろうソク・ナイフ・缶切り・栓抜き・紙製食器・割り箸・固形燃料・携帯電話及び充電器・筆記用具・メモ用紙

IV 結語

当館では、セルビアで邦人の方々が安全で快適な生活を送られることを願っています。お困りのことがありましたら当館へご連絡ください。(了)